

平成28年7月 日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市子ども・子育て会議
会 長 松田 恵示

利用者負担のあり方について（答申）（案）

平成28年1月25日付け小字子発第845号をもって諮問を受けた件について下記のとおり答申します。

記

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に係る利用者負担について（別紙1）
- 2 学童保育所の育成料について（別紙2）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等
の利用に係る利用者負担について

1 1号認定に係る市利用者負担額は国基準利用者負担額と同額とすることについて

(1) 答申内容

2号認定に係る市利用者負担額との格差や他市状況等を勘案した結果、諮問内容についてはこれを了承する。

(2) 参考意見

- ・ 幼稚園利用者の実質負担額について、補助金の支出項目等も含め各市と比較のうえ、対応についての検討を行って欲しい。

2 2・3号認定に係る市利用者負担額は国基準利用者負担額の概ね50%を目安とすることについて

(1) 答申内容

2・3号認定に係る市利用者負担額は15年以上にもわたり改定を行っておらず、国基準に対する利用者の負担割合が平成26年度40.1%、平成27年度34.9%（速報値）と多摩26市中最低水準となっており、市の財政負担額は増加している。このことは、今後の子育て環境の整備にも影響を及ぼし得ること、さらに認可外保育施設利用料との格差が看過できない状況にあることから、諮問内容についてはやむを得ないものとしてこれを了承する。

ただし、15年以上改定しなかった結果、国基準に対する利用者の負担割合が50%から大きく乖離しているものを一度に50%に改定すると利用者の負担感は相当なものとなることから、利用者負担額の改定に際しては、負担軽減のための経過措置を3年間以上設けることを要望する。また、利用者負担額の改定後は、改定により生み出される財源をもとに子育て支援施策の充実を図ることを強く要望する。

(2) 参考意見

- ・ 子育てしやすい環境には様々な視点があるが、本当に困っている人を助けようという視点を強く出してもらいたい。すべての園で、個々の家庭状況に合わせて、本当に困っており、保育を必要としている家庭にきちんと保育が届けられるような形が見えるようにして欲しい。

- ・ 子育て支援施策の財源としては、保育料の値上げだけではなく、市民税を増額することも考えられる。子育て支援施策は未来への投資なので、子育て世帯の中だけで負担するのではなく、すべての世帯で負担すべき。
また、子育て支援施策の財源確保のために、市の予算総額に対する子育て支援関係予算の割合を引き上げるよう強くお願いしたい。
- ・ 認可保育園の役割として社会的弱者の受け皿になることがあるが、認可保育園に入るべき人が入りやすくなるということが示されれば保育料改定も理解できる。
- ・ 保育料については、今回約12年振りに審議会に諮問され、検討を行ったが、今後は、保育行政の実施状況や社会状況等を見据えつつ、定期的に数年の頻度で適正な保育料のあり方の検討を行うべき。
- ・ 負担軽減のための経過措置は5年間にすべき。理由としては、第一に、認可と認可外の保育施設の両方を利用している保護者の生活が厳しくなる。第二に、経過措置終了直後に再度利用者負担額の改定が行われると、同一子育て世帯が二度増額となる可能性があることから、概ね同一子育て世帯が卒園するまでの5年間とすべき。
- ・ 負担軽減のための経過措置について、値上げ額が少ない（概ね5,000円以下の）階層では3年間、値上げ額が大きい（概ね5,000円以上の）階層では5年間とすることも考えられる。

3 2・3号認定に係る市利用者負担額の見直しに当たり、低所得者へ配慮する一方、高所得者へ相応の負担を求める（応能負担の原則を徹底する）ことについて

(1) 答申内容

諮問内容についてはこれを了承する。

(2) 参考意見

- ・ 小金井市の現行の保育料は、所得が低い階層の負担額が他市に比べ非常に低く（特に階層区分C、D1で顕著）、低所得者に配慮した金額設定となっており、改定案においても同様である。
- ・ 改定案で人数が多い階層区分を見ると、改定後も近隣市と比較してもまだ金額が低い。人数が多い階層が他市に比べ低いのであれば、最高階層が近隣市より高くても理解できる。

4 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担額と認可外保育施設を利用する際の利用料の格差に関して早急に是正を目指すこと

について

(1) 答申内容

諮問内容についてはこれを了承する。

ただし、格差是正の方法として、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用者負担額を増額するだけでなく、認可外保育施設利用者への助成金も拡充するよう要望する。

(2) 参考意見

- ・ 格差是正の時期と格差是正の対象となる所得階層を明確にして欲しい。
- ・ 認可外と認可の格差については、子ども1人の保育料に差があるだけでなく、第2子、第3子の手厚さが大きく異なるので、認可外利用者へ兄弟割引拡充の助成を行うことも検討いただきたい。
- ・ 利用者負担額表の改定案を認可外保育施設利用料と比較すると、3歳未満児の最高階層は同額に近いが、3歳以上児の最高階層はかなり低い。認可外保育施設利用料との格差是正という観点からは、3歳未満児と3歳以上児の改定割合には差をつけ、3歳未満児の改定割合は抑え、3歳以上児の改定割合を高くすべき。

また、格差の背景には、認可外保育施設利用者に対し、子の年齢により異なる助成を行っていることもある(3歳児以下に保護者助成金として月額9,000円、4・5歳児に愛育手当として月額7,300円)。3歳以上の改定率を高めるだけでなく、保護者助成金の拡充における対象年齢上限の引き上げ等の方策についても検討いただきたい。

- ・ 保護者にとって経済的な負担が認可と認可外で一緒であれば、認可外に入る選択肢がより広がり、待機児童対策につながる。

学童保育所の育成料について

1 学童保育所の育成料は当面の間は現状の水準を維持することについて

(1) 答申内容

現行料金は国の示す基準と同等水準であることや他市状況等を勘案した結果、諮問内容については了承する。

(2) 参考意見

- ・ 学童保育所育成料については受益者負担だけではなく一般財源も投入していることから、見直しの必要性について定期的に検討した方がよい。

【参考資料1】

小金井市子ども・子育て会議における審議状況について

会議	日程	審議内容	配布資料
第5回 会議	平成28年 1月25日	利用者負担 のあり方①	資料18 利用者負担のあり方について（諮問） 資料19 平成18年3月児童福祉審議会答申 資料20 保育所運営経費の負担区分について（平成26年度実績） 資料21 2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額） 資料22 2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額）の近隣市比較
第6回 会議	平成28年 2月15日	利用者負担 のあり方②	資料23 多摩26市における国基準徴収割合 資料24 認可保育所と認可外保育所の利用者負担額の比較 資料25 保育行政に係る課題及び対応状況等 資料26 近隣市における認可外保育所保護者助成金 資料27 1号認定と2号認定の利用者負担額の比較
第7回 会議	平成28年 4月22日	利用者負担 のあり方③	資料30 保育行政における主な歳出予算執行状況（直近5年間） 資料31 多摩26市における利用者負担額（1号認定） 資料32 平成27年度私立幼稚園（新制度移行園以外）の保育料等について 資料33 利用者負担額表（改定案） 資料34 学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係（平成26年度決算ベース） 資料35 育成料及び延長育成料 資料36 三多摩26市学童保育育成料等（月額）に関する調べ（平成27年4月現在） 資料37 学童保育育成料に関する年少扶養控除廃止による影響調べ
第8回 会議	平成28年 5月17日	利用者負担 のあり方④	資料39 第5～7回子ども・子育て会議における諮問事項に係る委員意見 資料40 利用者負担額表（累進改定案1）、利用者負担額表（累進改定案2）
第9回 会議	平成28年 6月20日	利用者負担 のあり方⑤	資料41 答申案の骨子について 資料42 利用者負担額表案（累進改定・激変緩和措置）
第10 回会議	平成28年 7月20日	利用者負担 のあり方⑥	資料45 利用者負担のあり方について（答申）（案）

【参考資料 2】



小字子発第 8 4 5 号

平成 2 8 年 1 月 2 5 日

小金井市子ども・子育て会議

会 長 松田 恵示 様

小金井市長 西岡 真一郎

利用者負担のあり方について（諮問）

小金井市子ども・子育て会議条例（平成 2 6 年条例第 9 条）第 2 条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会のご見解を示していただきたく諮問します。

記

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に係る利用者負担について（別紙 1）
- 2 学童保育所の育成料について（別紙 2）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等
の利用に係る利用者負担について

子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっている。

現在、本市における幼稚園や認定こども園を利用する1号認定に係る利用者負担額は、国基準利用者負担額と同額としている一方、認定こども園や保育所等を利用する2号認定・3号認定に係る利用者負担額は、国基準の40.1%の負担割合（平成26年度決算数値）となっており、多摩26市の中で最も低い割合となっている。この国基準利用者負担額と市利用者負担額の差額や、国基準を上回る保育内容の提供に係る費用については、市で多額の一般財源を投入しており、さらに子ども・子育て支援新制度における保育の量の拡充と質の確保を推進するために、今後、市の財政に与える影響は一層増大することとなる。

また、2号認定・3号認定に係る市利用者負担額と、認可外保育施設を利用する際の利用料や1号認定に係る利用者負担額との格差についても看過できない状況にある。

こうした状況を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の下での保育の量の拡充と質の確保、各種子育て支援施策の実施などを考慮した利用者負担のあり方について、検討が必要となっている。

については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担のあり方については、下記のとおりとする。

記

- 1 1号認定に係る市利用者負担額は、従前どおり国基準利用者負担額と同額とする。
- 2 2・3号認定に係る市利用者負担額は、国基準利用者負担額の概ね50%を目安とする。
- 3 2・3号認定に係る市利用者負担額の見直しに当たっては、低所得者へ配慮する一方、高所得者へ相応の負担を求める（応能負担の原則を徹底する）。
- 4 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担額と認可外保育施設を利用する際の利用料の格差について、早急に是正を目指す。

学童保育所の育成料について

学童保育所については、在籍児童の増加に対応しつつ、入所希望児童の全入所を維持するとともに、適正な規模での学童保育を推進していくために、その管理運営費用を確保する必要がある。

学童保育所の育成料については、利用者に相応な負担をいただくという観点から、国が示している基準（総事業費の概ね2分の1）を保護者が負担すべき金額として目標とすべきであるところ、現行の料金設定においては国の基準と同等の水準となっていることから、当面の間は現状の水準を維持するものとする。

【参考資料 3】

※ 第 9 回子ども・子育て会議（平成 2 8 年 6 月 2 0 日開催）提出資料

利用者負担額表案（累進改定・激変緩和措置）

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分 定義及び条件		対象者数			現行		平成 2 9 年 4 月～		平成 3 0 年 4 月～		平成 3 1 年 4 月～		(平成 3 1 年 4 月時) 国徴収基準額に対する 各階層ごとの負担割合			
		階層 区分	3歳未 満児 (人)	3歳以 上児 (人)	計 (人)	利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）										
						3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児			3歳未満児	
生活保護世帯等		A	5	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%
A階層を除き当該年度分（4月から8月まで）にあっては、前年度分、以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む、以下同じ。）が右記の区分に該当する世帯		B	24	35	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%
均等割の額のみ世帯		C	4	5	9	1,500	1,200	1,500	1,200	1,500	1,200	1,500	1,200	0.006%	0.006%	
15,500円未満		D 1	8	11	19	2,400	1,900	2,400	2,000	2,500	2,100	2,600	2,300	0.022%	0.027%	
15,500円以上 35,100円未満		D 2	8	11	19	4,500	3,700	4,600	4,000	4,700	4,300	4,900	4,700	0.042%	0.055%	
35,100円以上 57,900円未満		D 3	20	31	51	6,000	4,800	6,200	5,200	6,400	5,700	6,700	6,200	0.142%	0.204%	
57,900円以上 80,700円未満		D 4	20	31	51	7,300	5,800	7,600	6,400	8,000	7,000	8,400	7,600	0.178%	0.250%	
80,700円以上 103,500円未満		D 5	38	56	94	9,700	7,000	10,200	7,800	10,700	8,600	11,300	9,400	0.456%	0.559%	
103,500円以上 130,100円未満		D 6	45	67	112	12,000	8,500	12,700	9,500	13,500	10,500	14,300	11,600	0.683%	0.825%	
130,100円以上 156,700円未満		D 7	43	63	106	15,200	10,300	16,600	11,600	17,700	12,900	18,800	14,300	0.858%	0.956%	
156,700円以上 183,300円未満		D 8	50	73	123	19,000	11,700	20,500	13,300	22,000	14,900	23,500	16,500	1.247%	1.278%	
183,300円以上 209,900円未満		D 9	51	76	127	22,500	12,900	24,400	14,700	26,300	16,500	28,300	18,400	1.532%	1.484%	
209,900円以上 236,500円未満		D 10	50	73	123	26,000	14,000	28,400	16,100	30,800	18,200	33,300	20,300	1.767%	1.573%	
236,500円以上 263,100円未満		D 11	40	60	100	29,000	15,500	31,900	17,900	34,800	20,300	37,700	22,800	1.600%	1.452%	
263,100円以上 289,700円未満		D 12	45	58	103	31,400	16,200	34,700	18,800	38,100	21,500	41,500	24,200	2.020%	1.520%	
289,700円以上 316,300円未満		D 13	39	58	97	34,000	17,500	37,900	20,500	41,800	23,500	45,700	26,500	1.891%	1.631%	
316,300円以上 348,000円未満		D 14	33	49	82	37,000	18,500	41,500	21,800	46,000	25,100	50,500	28,400	1.769%	1.477%	
348,000円以上 379,700円未満		D 15	33	49	82	40,500	20,000	45,700	23,700	50,900	27,400	56,200	31,200	1.968%	1.622%	
379,700円以上 411,400円未満		D 16	22	33	55	43,000	21,500	48,800	25,600	54,700	29,800	60,600	34,000	1.415%	1.191%	
411,400円以上 443,100円未満		D 17	24	35	59	42,200	21,100	47,900	25,100	53,700	29,200	59,500	33,400	1.605%	1.311%	
443,100円以上 474,800円未満		D 18	15	22	37	45,000	22,500	51,800	27,200	58,600	31,900	65,400	36,600	1.041%	0.855%	
474,800円以上 518,100円未満		D 19	17	26	43	44,800	22,600	51,900	27,400	58,900	32,300	66,000	37,200	1.212%	1.046%	
518,100円以上 604,700円未満		D 20	17	26	43	45,800	23,500	53,300	28,700	60,900	33,900	68,500	39,200	1.236%	1.082%	
604,700円以上		D 21	20	30	50	46,000	24,000	53,900	29,500	61,800	35,000	69,800	40,500	1.481%	1.289%	
												45.863%				

※ 「平成 3 1 年 4 月～」の額は会議資料 4 0 - 2 利用者負担額表（累進改定案 2）で例示した改定額となっています。
 ※ 短時間認定者の場合は国の基準に基づき標準時間認定者の額の 98.3% となっています。（現行と同様の考え方）
 ※ 利用者負担額は激変緩和措置として、のびゆく子どもプランの計画期間に合わせ平成 3 1 年までの 3 年間（増額の割合：H 2 9 = 1/3、H 3 0 = 2/3、H 3 1 = 3/3）での段階的な改定としています。
 ※ いずれも 1 0 0 円未満切捨てで額を設定しています。
 ※ 対象者数は平成 2 7 年度認可保育園の定員を基準としています。